

地域団体商標

「中津からあげ」

の使用者募集!!

このたび中津商工会議所は、地域ブランドの保護と地域経済発展に寄与するため、平成27年2月18日に特許庁へ出願しておりました地域団体商標「中津からあげ」が本年1月8日に登録、以降行政や業界団体と協議を重ね、使用規則等を作成し4月1日より施行する運びとなりました。

商標使用には使用規則を遵守のうえ、事前に申し込み当会議所の認定及び許可が必要となっておりますので、商標の使用をご希望または詳細をお尋ねの事業所につきましては下記までご連絡下さい。

◇「中津からあげ」使用条件◇（全て満たさなければなりません）

①中津商工会議所会員

②商品は「鶏肉をしょうが、ニンニクを基本とし醤油味または塩味を付加した独自の調味液に浸漬した後、油で揚げたからあげ」

③使用する鶏肉は100%国産鶏

④調味液は市販のものではなく各店舗で独自に作製

⑤中津市内に本店をかまえる事業所

※個別にて対応させていただきますので、あらかじめ電話などでご連絡ください。
次回所報（平成28年4月20日発刊）でも掲載する予定です。

【問い合わせ先】 中津商工会議所 地域団体商標担当 おくがみ 奥上
TEL22-2250 FAX22-1750